

都留市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 5 年 3 月 24 日

都留市長 堀 内 富 久

都留市条例第 4 号

都留市税条例等の一部を改正する条例

(都留市税条例の一部改正)

第 1 条 都留市税条例(昭和 29 年都留市条例第 53 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「督促手数料、」を削る。

第 21 条を次のように改める。

第 21 条 削除

(都留市道路占用料徴収条例の一部改正)

第 2 条 都留市道路占用料徴収条例(昭和 29 年都留市条例第 19 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条を削り、第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

(都留市税外収入金督促等に関する条例の一部改正)

第 3 条 都留市税外収入金督促等に関する条例(昭和 39 年都留市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条を削り、第 4 条を第 3 条とし、第 5 条を第 4 条とする。

附則第 4 項中「第 4 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項」に改める。

(都留市介護保険条例の一部改正)

第 4 条 都留市介護保険条例(平成 12 年都留市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 6 条の 2 を削り、第 6 条の 3 を第 6 条の 2 とする。

附則第 6 条中「第 6 条の 3」を「第 6 条の 2」に改める。

(都留市河川管理条例の一部改正)

第 5 条 都留市河川管理条例(平成 12 年都留市条例第 18 号)の一部を次のように改正する。

第 10 条を削り、第 11 条を第 10 条とする。

(都留市下水道条例の一部改正)

第 6 条 都留市下水道条例(平成 15 年都留市条例第 22 号)の一部を次のように改正する。

第 43 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条第 4 項を同条第 3 項とする。

第 44 条中「、督促手数料」を削る。

(都留市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第 7 条 都留市下水道事業受益者負担に関する条例(平成 15 年都留市条例第 23 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項」を「前項」に改め、同項を同条第 2 項とし、同条中第 4 項を第 3 項とし、第 5 項を第 4 項とする。

附則第 2 項中「第 11 条第 3 項」を「第 11 条第 2 項」に改める。

(都留市後期高齢者医療に関する条例の一部改正)

第 8 条 都留市後期高齢者医療に関する条例(平成 20 年都留市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

目次中「第 3 条―第 7 条」を「第 3 条―第 6 条」に、「(第 8 条)」を「(第 7 条)」に、「第 9 条―第 11 条」を「第 8 条―第 10 条」に改める。

第 5 条を削り、第 6 条を第 5 条とし、第 7 条を第 6 条とし、第 4 章中第 8 条を第 7 条とし、第 5 章中第 9 条を第 8 条とし、第 10 条を第 9 条とし、第 11 条を第 10 条とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の都留市税条例、都留市道路占用料徴収条例、都留市税外収入金督促等に関する条例、都留市介護保険条例、都留市河川管理条例、都留市下水道条例、都留市下水道事業受益者負担に関する条例及び都留市後期高齢者医療に関する条例

の規定は、この条例の施行の日(以下この項において「施行日」という。)以後に発する督促状に係る督促手数料について適用し、施行日前に発した督促状に係る督促手数料については、なお従前の例による。